

# 「建設工事公衆災害防止対策要綱」の概要

---

- 本要綱は、建設工事に伴う公衆災害を防止するために必要な計画、設計及び施工の技術基準として策定

## 【策定経緯】

昭和37年 中央建設業審議会 建議「建設工事の現場事故の防止対策について」※

昭和39年 市街地土木工事公衆災害防止対策要綱策定（以降、昭和46年、昭和60年の2度改定）

平成 5年 建設工事公衆災害防止対策要綱策定（「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」は廃止）

※ 労働大臣と建設大臣に対して、建設業における労働安全ならびに第三者に及ぼす安全確保の推進に関する建議書が提出された

- 本要綱は、建設事務次官から、各地方建設局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、関係省庁、関係公益法人、各都道府県知事、各指定市の市長、J R各社、N T T、建設業関係団体の長あてに通知

（平成5年1月12日建設省経建発1号）

公共工事発注機関へは、発注にあたって仕様書に本要綱の遵守方を明記する等の協力を要請  
建設業関係団体へは、傘下会員に対する本要綱の周知徹底と遵守の指導を要請